平成２４年（フ）第６号
秋田県大仙市協和境字苅谷沢43番地75　境市営住宅Ａ―302、前住所秋田県仙北市角館町薗田久保１番地
債務者　雲雀二三代（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　広久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第４５７号
名古屋市天白区西入町267番地　２階
債務者　高木　東矢
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　芳朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４３号
三重県四日市市ときわ２丁目３番20号
債務者　松田　由紀
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向山　富雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第３１６号
京都市右京区山ノ内苗町15番地
債務者　西原こと　韓　　淳司
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　雄大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３３１号
京都市中京区壬生高樋町50番地
債務者　吉田勝三こと　権　　炳承
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　映次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３７３号
名古屋市中村区砂田町１丁目７番地　セントラルハイツ101号
債務者　吉田　　玄
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山谷　彰宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５３号
宮崎市波島２丁目36番４号
債務者　奥野　義郎
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹田　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８６号
長野県茅野市泉野4736番地１
債務者　有賀　正幸
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河嶋　恒平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第２８７号
長野県松本市大字惣社62番地７
債務者　水野　　清
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　　旭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３５号
長野県安曇野市三郷小倉3871番地
債務者　降旗　久司
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤絵美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第７２号
宮崎市花ケ島町柳ノ丸554番地４
債務者　黒田　昭文
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　昭秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７３号
宮崎市花ケ島町柳ノ丸554番地４
債務者　黒田美惠子（旧姓小谷）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　昭秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４５号
北海道苫小牧市澄川町５丁目１番17号
債務者　鈴木　啓史
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２８６号
京都市北区紫竹西桃ノ本町56番地　アロジオピーチ101号
債務者　ラウンジ奈加川こと　中川ひろ子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２９９号
京都市左京区下鴨中川原町53番地６
債務者　ダフ　ジュニア　デビット　ドライデンこと　ＤＵＦＦ　ＪＲ　ＤＡＶＩＤ　ＤＲＹＤＥＮ
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３号
福島県いわき市小名浜下神白字草木屋87番地の６
債務者　愛澤千恵子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第１７号
福島県いわき市平字作町１丁目10番地の６作町ロイヤルマンション305
債務者　草野　　忍
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
福島地方裁判所いわき支部